

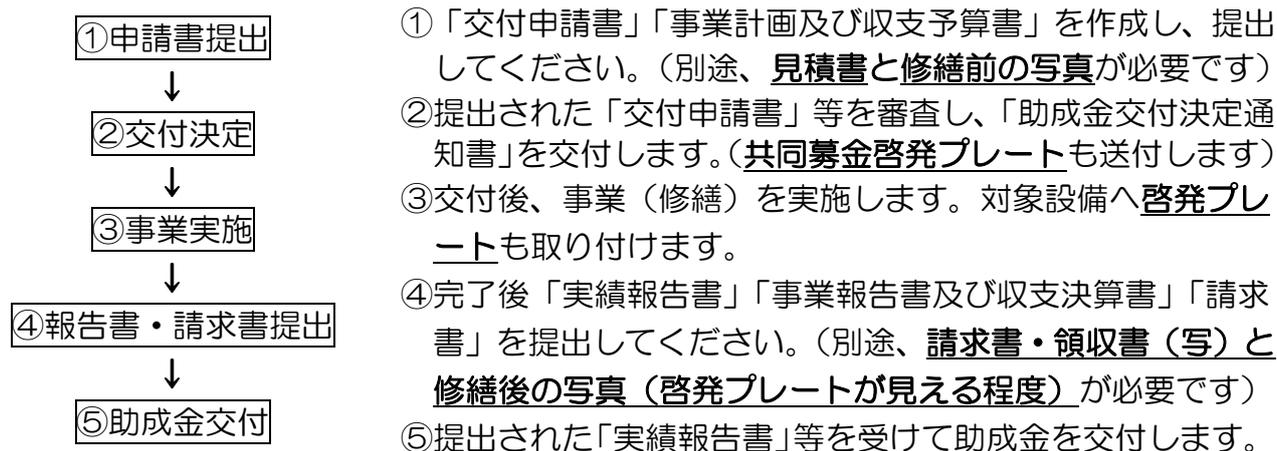
区（自治会）設備修繕助成金事業について

令和5年4月1日付

この事業は、区（自治会）が管理する設備の修繕にかかる必要な経費に対して助成金を交付し、誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的とします。

- 対象 象・・・ 区（自治会）
- 対象 設備・・・ 区が管理する児童小遊園地遊具、掲示板、ゴミステーション
- 対象 経 費・・・ 軽微な修繕及び構造上重要でない部分の修繕にかかるもの
- 助 成 額・・・ 修繕費の2分の1以内（上限/50,000円）
※1,000円未満切り捨て

■助成金交付のながれ



■注 意 事 項

- *助成は予算の範囲内とし申請順とします。
- *同一年度内において複数申請は不可とします。
- *過去2年間に助成を受けた区は申請できません。
- *申請する場合は修繕前に必ず坂井市社会福祉協議会にご連絡ください。



お問い合わせ	社会福祉法人坂井市社会福祉協議会		
本 部	: 坂井町下新庄 18-3-1	TEL68-5070	FAX67-2807
みくに支部	: 三国町楽円 53-16-1	TEL82-1170	FAX82-1593
まるおか支部	: 丸岡町西里丸岡 12-21-1	TEL68-5060	FAX67-2950
はるえ支部	: 春江町江留中 10-15-1	TEL51-4545	FAX51-6269
さかい支部	: 坂井町下新庄 18-3-1	TEL67-0699	FAX67-2807



この事業は赤い羽根共同募金を活用しています。